

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

私たちは、当院を利用するすべての人々と全職員を院内感染から守るため、院内環境を整え、標準予防策と必要に応じて感染経路別予防策を実践します。また、感染症発生の際には、感染の拡大防止のためその原因を特定して、制圧・終息を図ることを病院全体で取り組みます。

2. 院内における感染対策のための組織

感染防止対策に関する意思決定機関である院内感染対策委員会を設置し、感染予防に向けた事項を審議しています。感染対策チーム（ICT）と抗菌薬の適正な使用を推奨する抗菌薬適正使用支援チーム（AST）は、組織横断的に活動しています。また、連携病院へ指導や支援も行っています。その他、日常的な院内感染防止に向けた取り組みを実践する感染管理対策室を置き、看護師主体の感染管理リンクナースも各部署へ配置しています。

3. 院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

すべての新規入职者に対して感染防止対策に関する初期研修を行っています。また、全職員を対象に年に2回の研修会も開催しています。

4. 感染症発生状況の監視と報告、院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、院内感染予防マニュアルに規定した微生物検出時に感染対策チーム（ICT）へ報告します。また、院内感染症発生時には、感染源を迅速に特定し対応します。院内の組織のみで対応困難な場合は、管轄区福祉保健センターと速やかに連携して対応します。

5. 患者さんへの情報提供と院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で院内へ情報提供を行います。併せて、患者さんご家族の方に、感染対策のため手洗いやマスク着用等の協力をお願いします。本取り組み事項は院内掲示し、患者さんやご家族より閲覧の求めがあった場合にはこれに応じます。

6. 院内感染対策推進のために必要なその他の基本指針

院内感染予防マニュアルを作成し、定期的な見直しを行っています。私たちは、院内感染防止に向け、院内感染予防マニュアルを遵守します。

平成27年4月作成

平成30年8月改定

済生会神奈川県病院 院内感染対策委員会